

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年7月23日提出

南房総市長 渡 辺 秀 和

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年7月8日

南房総市長 渡 辺 秀 和

和解及び損害賠償の額の決定について

事故による損害賠償について、下記のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

令和8年7月8日

南房総市長 渡 辺 秀 和

記

1 事故の概要

令和8年5月11日午前9時30分頃、南房総市和田町小川602番地地先において、相手方の自動車が市道小川5号線を後進した際に、道路が陥没し、左後ろタイヤが陥没箇所へ落ち、タイヤがパンクした。

2 和解の相手方

〇〇〇〇

3 損害賠償の額

29,810円

4 和解の条件

- (1) 事故の責任割合を市100パーセントとし、市は、相手方に対し、相手方損害の金額を支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、本件示談のほか、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。